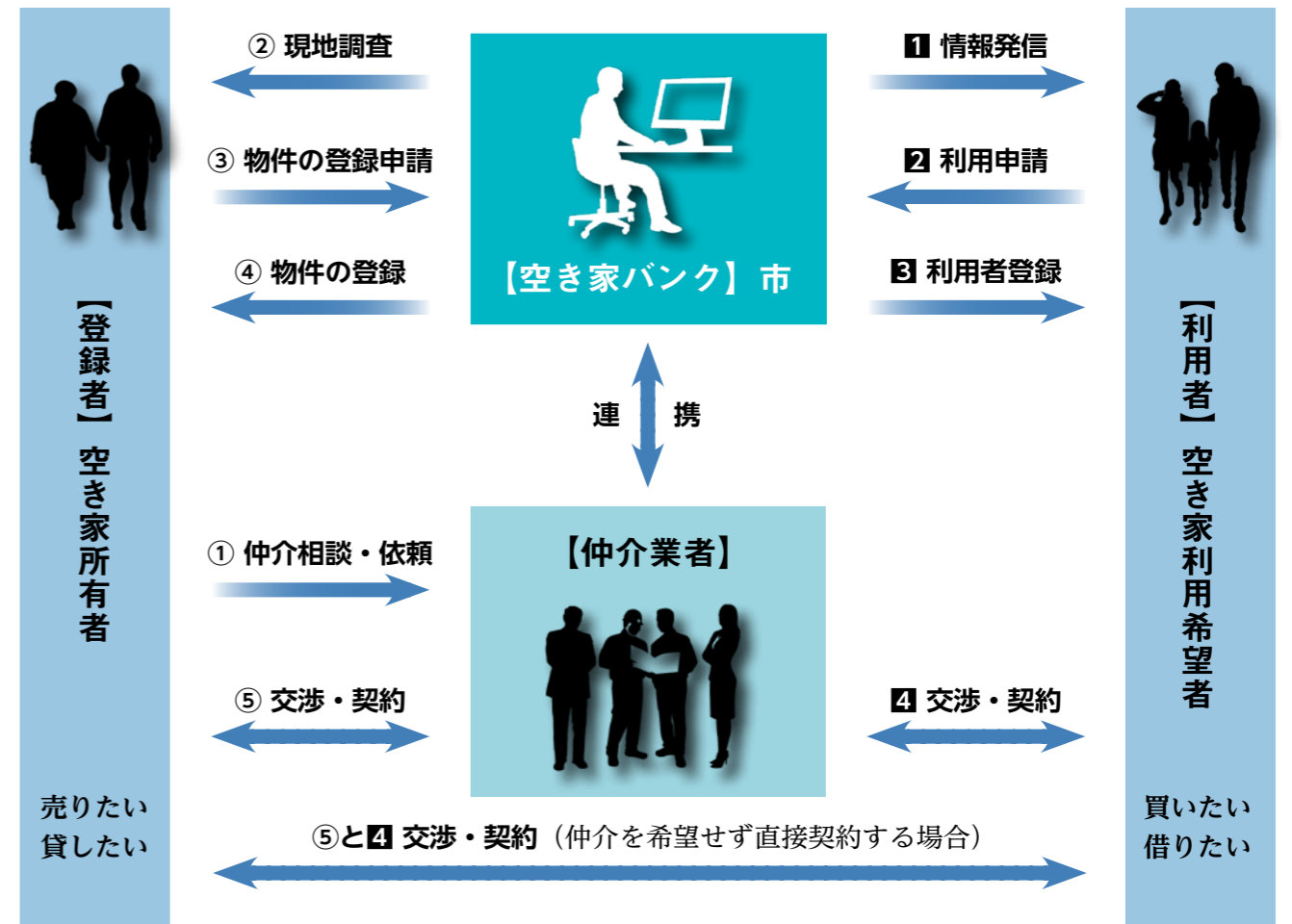


空き家バンク 登録しませんか

空き家バンクとは、市内の空き家情報をウェブサイトに登録し、全国の購入または賃借を希望する人にその情報を提供する仕組みです。



空き家バンク Q & A

- Q 空き家バンクの利用に登録料はかかりますか？
A 空き家バンクの登録は、物件登録、利用者登録いずれも無料です。ただし、売買や賃貸などの交渉・契約に関する仲介を市内の仲介業者が行い、売買・賃貸などの契約が成立したときは、仲介手数料などが発生します。
- Q 空き家バンクに物件を登録するとき、市内の仲介業者を決めなければなりませんか？
A 所有者が、仲介業者を決めずに空き家を登録することも可能です。しかし、利用者との交渉・契約については専門的な知識が必要な場合もありますので、宅地建物取引業の免許を有している市内の仲介業者に依頼することをおすすめします。
- Q 空き家バンクに新しい物件が登録されたら個別に教えてくれますか？
A 新しく登録になった物件について、個別に利用者へお知らせすることはしておりません。随時ウェブサイトをご確認ください。
- Q 空き家バンクの物件を閲覧したいのですが、どちらへ行けばよいですか？
A 企画財政課地域戦略係までお越しください。物件の閲覧をする前に、空き家バンク利用申請書を記入してもらう必要があります。その際に印鑑と本人確認ができるもの（免許証など）を忘れずにお持ちください。
- Q 空き家バンク利用登録が完了しました。ウェブサイト内覧してみたい物件があるのですが、どうすればいいですか？
A 企画財政課地域戦略係までご連絡ください。その後、仲介業者または所有者から日程などについて連絡があります。
- Q 交渉・契約はどのような流れで行いますか？
A 空き家を登録するときに仲介を希望した場合は、交渉・契約などについて仲介業者が担当し、仲介を希望しなかった場合は、登録者と利用者が直接交渉・契約をすることになります（相対契約）。利用者が直接交渉を望まず、仲介を希望する場合は、所有者との交渉により決定します。なお、どちらの場合も、市は交渉・契約に関与しません。

◆空き家バンクに登録できる物件

- 1 八幡平市内に建っている。ただし、所有者は市外在住でも可。
 - 2 誰も居住していない。
 - 3 個人の居住を目的に建築した一軒家である。
 - 4 家財道具がある程度片付いており、すぐに入居できる。
 - 5 土地と建物の所有者が一致している。
 - 6 筆界未定地など、契約が困難な状態ではない。
- ※老朽化が著しく、大規模な補修が必要な場合は登録できないことがあります。

◆登録に必要な書類

- ※登録前に必ず水回りやガスなどの点検確認をしてください。
- 1 空き家バンク登録申請書
 - 2 空き家バンク登録カード
- ※①と②は、市ウェブサイトからダウンロードすることが出来ます。
- 3 登録物件に係る直近年度の「固定資産税課税明細書」または「固定資産資産証明書」
 - 4 市税の滞納がないことを証明する書類
- ※現年分だけではなく、過去の税金も滞納していないこと。
- 5 登録物件に係る登記簿謄本

◆市内の仲介業者

- ※法務局で取ることが出来ます。
- （一社）県宅地建物取引業協会盛岡支部に加盟する7業者
- （株）遠忠 ☎76・2126
 - （株）高建工業 ☎76・2730
 - 高橋重機(株) ☎75・0123
 - ハタエ不動産(有) ☎75・0209
 - （株）八幡平温泉開発 ☎78・2030
 - （有）ヤナバ ☎76・4884
 - （有）山口商店 ☎75・1365

■問い合わせ先 企画財政課地域戦略係

☎・内線1210

空き家などの対策に関する協定を締結

市は12月26日、県司法書士会(小山田泰彦会長)、県土地家屋調査士会(菊池直喜会長)、県宅地建物取引業協会(多田幸司会長)、県建築士会盛岡支部八幡平分会(工藤民一会長)の4団体と、空き家などの対策に関する協定を結びました。

相互に連携、協力し、空き家の未然防止や流通、活用などの総合的な対策を推進することが目的。法務、不動産、建築それぞれの分野において専門的な知見を持つ団体の協力を得て、相談会などを行い、相談体制の充実を図るとともに、空き家問題の解消に向けて取り組んでいきます。



八幡平市における空家等の対策に関する協定 締結式
署名した協定書を持つ(左から)多田会長、小山田会長、田村正彦市長、菊池会長、工藤会長

空き家無料相談会を開催します

市は、空き家を所有または管理している人、自宅や実家が空き家になる見込みの人を対象に空き家無料相談会を開催します。

- 日時 2月23日(土)午前10時から正午まで
- 場所 市役所多目的ホール棟
- 相談内容
 - 1 相続や登記に関すること
 - 2 敷地の境界確認に関すること
 - 3 不動産取り引きに関すること
 - 4 改修や除却に関すること

■相談員 司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、建築士

■定員 10名程度(相談時間30分以内)
※定員超過により参加できない場合は、相談内容に応じて後日、相談機会を提案します。

■申込期限 2月20日(水)
※定員になり次第、締め切ります。

■申し込み方法 電話またはファクス
ファクスの場合は申込書に必要事項を記入して申し込みください。申込書は、市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

■問い合わせ先 防災安全課地域安全係 ☎・内線1262、ファクス・74-2102